

## 第 21 期第 26 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 県庁西棟 8 階中会議室
- 3 出席者 委 員 14 名  
県 水産振興課 3 名、鱒ヶ沢水産事務所 1 名、むつ水産事務所 1 名  
事務局 3 名
- 4 概 要  
○議案の審議 1 件  
報告事項 4 件



## 【 議 案 】

## (1) 西部海区管内 (日本海沖合海域) におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より、日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり指示を発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[令和 2 年 6 月 17 日付け青森県報号外第 68 号](#)をご覧ください。

## (委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

## 1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以

西の青森県西部海区管内の海域

## 2 制限期間

令和2年7月1日から同年12月31日まで

### 【 報告事項 】

#### (1) 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

令和2年5月1日付けで国のクロマグロ漁獲枠変更に伴い、県計画が変更になったことから、県から事後報告があった（詳細は令和2年5月20日県報第159号のとおり）。

#### (2) 海面利用制度等に関するガイドラインについて

水産庁が改正漁業法の円滑な運用のために出したガイドラインについて説明をした。

#### (3) 令和2年度全国漁業調整委員会連合会総会の概要について

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当該総会は書面で行う令和2年5月22日に開催された。

審議案件である①令和元年度事業報告・収支決算書・剰余金処分案②令和2年度事業計画案・収支予算案③令和2年度全漁調連要望書案は了承された。中央要望活動は、状況をみながら7～8月に少人数で実施予定。通常総会時に開催予定であった70周年記念事業は、開催を延期。④次期総会の開催地（東京都）について承認された。

#### (4) 第35回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当該委員会は去る令和2年5月21日にウェブ会議で開催された。全議案異議なく了承された。